

【刑法】

本問のような事例は現実の社会で頻繁に発生していることであり、かかる事例の中から刑法的な問題点を的確に抽出し、その問題点に対する自説を説得的に展開できることを試すことを目的としています。より具体的にいえば、刑法各論で規定されている犯罪構成要件につき、それを充足する原則形態と、設問で設定された事例との相違点を摘示した上で、結果の妥当性を導くため、上記相違点に対してどのような理論的工夫を加えるのかを問おうとしています。

1 その問題点を順次拾い上げていきますと、まず、XとYは、運転方法を巡ってZとトラブルになり、激高のあまりZに対して反抗抑圧程度の暴行を加え傷害を負わせたのですが、その後に財物を奪取する意思が生じ、Zから現金2万円を奪っています。このように、反抗抑圧程度の暴行後に財物奪取の意思が生じた場合にも、強盗罪の成立を肯定できるのが問題になります。

すなわち、強盗罪は、当初から財物奪取を目的としながら、その手段として反抗抑圧程度の暴行・脅迫を加えるという犯罪類型なのですが、本問では、Zに対してなされた反抗抑圧程度の暴行（結果として生じた傷害）そのものは、Zからの財物奪取を目的として敢行されたものではありません。そして、財物奪取の意思が生じた後、2万円を奪うためになされた脅迫は、それ自体としては客観的にみて反抗抑圧程度のものではありません。ですから、傷害罪と恐喝罪というように分断して構成すべきだとも考えられません。

しかし、Zにしてみれば、2万円の現金を渡したのは、XとYから反抗抑圧程度の暴行を受けて傷害を負わされ、反抗抑圧状態に陥っていたことが原因だったものと認められます。このように、Zが反抗抑圧程度の暴行を受けて傷害を負わされ、反抗抑圧状態になったために財物を奪われたという客観的な経緯は、XとYが当初から財物奪取を目的として反抗抑圧程度の暴行を加えた場合と異なるところがありません。また、XとYの側から見ても、自ら加えた反抗抑圧程度の暴行によって生じさせたZの反抗抑圧状態を利用することにより現金を奪っているのですから、財物奪取の手段として反抗抑圧程度の暴行・脅迫を加えたという場合に準じる実質的違法性があると評価できます。そうすると、XとYの行為は、傷害罪と恐喝罪とに分断して構成するのではなく、当初になされた反抗抑圧程度の暴行と、反抗抑圧状態のZに脅迫を加えて財物を奪取した行為と

を結び付けて、強盗罪の成立を認めるのが相当なのではないかという価値判断が働きます。ただし、反抗抑圧状態のZに脅迫を加えた時点で強盗罪の実行の着手が認められるのですから、それ以前に発生した傷害の結果まで結び付け、強盗致傷罪の成立を肯定することはできないでしょう。

他方において、強盗罪が、反抗抑圧程度の暴行・脅迫を手段として財物を奪取する犯罪類型であるとの原則を崩すわけにはいきません。構成要件上、「暴行又は脅迫を用いて財物を奪取した」と規定されており、罪刑法定主義の見地から、構成要件の予定していないところまで犯罪成立範囲を広げることはできないからです。そのため、反抗抑圧程度の暴行・脅迫を加えた後に財物奪取の意思が生じ、それ自体は客観的にみて反抗抑圧程度には至らない暴行・脅迫を加えることにより財物を奪ったという場合であっても、上記原則を崩さずに強盗罪を肯定できるような理論構成を工夫をする必要が生じるわけです。

このような問題の所在が的確に示され、その問題を解決するための理論が説得的に展開されていることが評価の対象となります。

- 2 また、上記のような理論構成について論じる前提として、本問においてXとYがZに対して加えた暴行は、「相手の反抗を抑圧する程度」のものといえるのか、それとも相手を畏怖させる程度にとどまるのかという点についても、具体的事実を踏まえて検討する必要があります。そして、答案の中でこの点をどのように論じるかについては、思いの外難しさを伴いますので、答案構成の段階でしっかり筋道を立てることが求められます。
- 3 続いて、XとYは、Zから現金2万円を奪った後、さらにZに対して現金10万円を交付するよう申し向けてそれを承諾させ、10万円の支払いを約束する文言を名刺の裏に書かせて受け取っているのですが、10万円の現金を奪うことは未遂に終わっていません。このような場合、現金に着目して1項強盗（あるいは恐喝）が未遂と構成するのか、それとも支払い約束に着目して2項強盗（あるいは恐喝）が既遂と構成するのかの検討が必要になります。
- 4 最後に、当初の暴行によって傷害を負わせた傷害罪、反抗抑圧状態を利用して2万円を奪った行為及び10万円の支払い約束文言を記載した名刺を渡させた行為との罪数関係を論じる必要があります。後二者については、二つの規範違反があると評価して併合罪とする考え方と、同一の反抗抑圧程度の暴行を利用した犯罪であるという理由で包括

一罪とする考え方とがあると思います。それらと傷害罪とは併合罪の関係に立つことになるでしょう。

- 5 なお、XとYは、Zに傷害を負わせた段階から上記すべての犯罪につき実行共同正犯（60条）の関係にあります。

以上